

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
3月24日
(火曜日)

目次

- 規則
 - 知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課).....一
 - 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課).....一
 - 山口県卸売市場条例施行規則を廃止する規則(ふちうまやまぐち推進課).....二
 - 漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則(漁港漁場整備課).....二
- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....五
 - 救急病院の認定(医療政策課).....五
 - 保安林の指定(下関市)(森林整備課).....五
 - 岩国都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....六
 - 岩国都市計画交通広場事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....六
 - 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課).....六
 - 洪水浸水想定区域の指定(河川課).....六
 - 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課).....七
- 公告
 - 県営周南地区集落基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....八
 - 基本測量の実施(監理課).....八
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....八
 - 令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の受付場所における受験の申込み等の変更(建築指導課).....八
 - 下関都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....八
 - 公園施設に係る指定管理者の指定(都市計画課).....九
- 選管告示

- 個人演説会等を開催することができる施設.....一〇
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正(二件).....一〇
- 公安委規則
 - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....一一
- 公安委規程
 - 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....一一
- 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(二件).....一二



知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第九号

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表臨時的任用職員等登録試験の成績の項中「臨時的任用職員等登録試験」を「会計年度任用職員登録試験」に改め、同表職員採用選考の成績(児童自立支援専門員への採用に係るものに限る。)の項中「成績」の下に「児童福祉司又は」を加え、同表農業機械士技能検定試験の成績の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の九（見出しを含む。）中「別表第七号の二エ」を「別表第七号の二ミ」に改め、同条中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第十五号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条を同条第十六号とし、同条第十四号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 省令第十号第三項第四号の規定による認定をすること。
第五条の八（見出しを含む。）中「別表第十八号の十七ホ」を「別表第十八号の十八ホ」に改める。

第十一条第四項中「別表第三十五条ニ」を「別表第三十五条ホ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例別表第三十五号ニの規則で定める書類は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）に基づく同法第八条第一項の許可、同法第九条第一項の規定による届出、同条第二項の規定による命令及び同法附則第二条第三項の規定による催告に関する事務に係る書類のうち知事が別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の九の改正規定（同条第十一号中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改める部分及び同条第十三号から第十六号までの規定中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 第一条の九（見出しを含む。）の改正規定（同条第十一号中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改める部分及び同条第十三号から第十六号までの規定中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める部分を除く。） 令和二年六月一日

山口県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十一号

山口県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

山口県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年山口県規則第三十六号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十二号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和四十八年山口県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「五年以内」を「十年以内」に改める。

別記第一号様式から別記第十号様式までの規定中「**口**」を「**口**」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



山口県告示第八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年三月二十四日から同年四月十三日までの

間、山口県環境生活部環境政策課、岩国市環境部環境保全課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三井化学株式会社

住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場

所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力 ($m^3/日$)	構 造		使 用 の 方 法	
		工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 日 の 使用 間 間 節 節 動 動 の 概 概 要 要
三三三二	二二〇	令和二、 五、一九	令和二、 七、二三	令和二、 七、二七	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
〃	〃	令和二、 六、四	〃	〃	〃

備考 「三三三二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水		水 等		汚 染 状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)			
	通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	磷 (mg/l)	通 常	最 大				
三三三二	七	八、六	一 五	三 〇	二 〇	三 〇	八	一 七	三・一	九・三	五	五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

山口県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 最勝会	柳井市日積三 二二三	特別養護老人 ホーム四季の 里	柳井市日積三 二二三〇の五	短期入 所生活 介護	令和二、 二、 一

山口県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 最勝会	柳井市日積三 二二三	特別養護老人 ホーム四季の 里	柳井市日積三 二二三〇の五	介護予 防短期 入所生 活介護	令和二、 二、 一

山口県告示第八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	認定が効力を有する期限
山口県済生会下関総合 病院	下関市安岡町八丁目五番一号	令和五、三、三一
山口県済生会山口総合 病院	山口市緑町二番一号	〃 一 〃
総合病院山口赤十字病 院	〃 八幡馬場五三の一	〃 〃 〃
医療法人社団曙会佐々 木外科病院	〃 泉都町九番一三号	〃 〃 〃
医療法人社団水生会柴 田病院	〃 大内矢田北五丁目一番二二 号	〃 〃 〃
山口県厚生農業協同組 合連合会小郡第一総合 病院	〃 小郡下郷八六二の三	〃 〃 〃
林病院	〃 〃 七五一の四	〃 〃 〃
医療法人社団向陽会阿 知須同仁病院	〃 阿知須四二四一の四	〃 〃 〃
医療法人神徳会三田尻 病院	防府市お茶屋町三番二七号	〃 〃 〃
医療法人社団松友会松 本外科病院	〃 天神二丁目一番四四号	〃 〃 〃
医療法人康淳会緑町三 祐病院	〃 緑町一丁目五番二九号	〃 〃 〃
医療法人博愛会山口博 愛病院	〃 お茶屋町二番一二号	〃 〃 〃
独立行政法人地域医療 機能推進機構徳山中央 病院	周南市孝田町一番一号	〃 〃 〃

山口県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
下関市豊浦町大字宇賀字向山一三六二三の一、一三六二三の二、宇鯖釣山一三六三〇の一、一三六三〇の三、一三六三〇の五、一三六三〇の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称

岩国都市計画道路事業三・三・一岩国停車場中央通り線

岩国都市計画道路事業三・四・八昭和町藤生線

岩国都市計画道路事業八・七・一岩国駅東西線

三 事業施行期間

平成二十六年一月十四日から令和二年七月三十一日まで

四 事業地

岩国市麻里布町一丁目、麻里布町二丁目、昭和町一丁目及び元町一丁目

山口県告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市

計画交通広場事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称

岩国都市計画交通広場事業一岩国駅東交通広場

三 事業施行期間

平成二十六年一月十四日から令和二年七月三十一日まで

四 事業地

岩国市元町一丁目

山口県告示第九十号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

五の表区間の欄中

下関市と長門市との境界線から同市一般国道四九一号の終点までの間

を

1 下関市と長門市との境界線から同市一般国道四九一号の終点までの間
2 長門市県道下関長門線との交差点から同市一般国道三一六号との交差点までの間

に改める。

山口県告示第九十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称
切戸川水系切戸川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称

平田川水系平田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称

末武川水系末武川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称

西光寺川水系西光寺川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
真締川水系真締川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称

有帆川水系有帆川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称

綾羅木川水系綾羅木川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十二号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表株式会社十八銀行の項取扱事務の範囲の欄中「ク」を「公金の収納事務(下関支店以外の店舗にあつては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるもの

に限る。)」に改め、同表西中国信用金庫の項中「並びにシーモール代理店、向井町代理店、通津代理店及び錦町代理店」を削る。



(五三) 県営周南地区集落基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営周南地区集落基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営周南地区集落基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年三月二十五日から同年四月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五四) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

(五五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市五月町、新地一丁目、羽島一丁目、東北山二丁目、大字栗屋、大字下上、大字徳山、大字富田及び大字夜市

三 作業の期間

令和元年十二月十一日から令和二年二月二十八日まで

(五六) 令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の受付場所における受験の申込み等の変更

令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する公告(令和二年山口県公告(四〇〇)の一部を次のとおり変更します。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

五 受付場所における受験の申込みに関する部分を変更する。

五 受付場所における受験の申込み

受け付けない。

六 郵送による受験の申込みに関する部分の(一)中「同月三十一日(火曜日)」を「同年四月十三日(月曜日)」と、「令和二年三月三十一日」を「令和二年四月十三日」とする。

(五七) 下関都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項

に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画市場下関地方卸売市場南風泊市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(五八) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和二年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
維新百年記念公園	陸上競技場、補助陸上競技場、テニスマルチ目的広場、ラグビー・サッカー場、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限り）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
片添ヶ浜海浜公園	テニスマルチ目的広場、オートキャンプ場及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	周防大島町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周防大島町 周防大島町大字小松一二六番地二

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限り）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置

萩ウエルネスパーク	野球場、多目的広場、多目的体育館及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	萩市
-----------	---	----

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
萩市 萩市大字江向五一〇番地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
 - (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
 - (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
 - (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
 - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和二年三月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名称	所在地	指定年月日
周南市道の駅ソレーネ周	周南市大字戸田二七二三	令和二、二、一四
周南市シビック交流センター	岐山通一丁目一	三、二

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

山口県公安委員会

表山口県山陽小野田警察署の部高泊警察官駐在所の項所管区の欄中「青葉台」の下に「、上の郷」を加える。

山口県公安委員会告示第十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月二十四日

山口県公安委員会

表山口県周南警察署の部周南団地交番の項所管区の欄中「榑ヶ浜警察官駐在所」を「榑浜警察官駐在所」に改め、同部同道警察官連絡所の項を削り、同部榑ヶ浜警察官駐在所の項名称の欄中「榑ヶ浜警察官駐在所」を「榑浜警察官駐在所」に改め、同項所管区の欄中「大字栗屋、大字榑ヶ浜」を「大字榑ヶ浜、大字栗屋、大字大島、大字給島」に改め、同部大島警察官駐在所の項を削り、同表山口県山口警察署の部山口駅前交番の項所管区の欄中「緑ヶ丘」の下に「、青葉台」を加え、「宮野下（宮野上警察官駐在所の所管区を除く）」を「宮野上、宮野下」に改め、同部宮野上警察官駐在所の項を削り、同部八坂警察官駐在所の項所管区の欄中「徳地八坂」の下に「、徳地柚木、徳地野谷」を加え、同部袖野警察官駐在所の項を削る。